

## 甲斐市議会改革特別委員会会議録

1. 開催日時 平成25年2月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	山本今朝雄君
	松井豊君		清水正二君
	猪股尚彦君		池神哲子君
	保坂芳子君		

議長 河野勝彦君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（3名）

八代静枝君	長谷部集君
三浦進吾君	

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金丸博	書記	小澤明
書記	興石文明	書記	松井恵美

開会 午前 9時59分

○書記（小澤 明君） 改めましておはようございます。ご参集大変お疲れさまでございます。ただいまより議会改革特別委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、内藤委員長よりご挨拶をいただきます。内藤委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 改めましておはようございます。

各常任委員会並びに研修もおおむね終わったということで、大変ご苦労さまでした。有意義な研修ができたのではないかというふうに思います。過日、議会運営委員会も研修を終わりました。また改革に向けての勉強にもなってきたところでございます。

きょうは第5回の改革特別委員会ということでご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。案件については、議員定数、それから通年議会についてという案件ではございますが、加えて国家公務員の給与削減に伴うというふうなこともありまして、そこらも含めてご協議をいただきたいと思いますので、委員各位のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○書記（小澤 明君） ありがとうございます。

続きまして、河野議長よりご挨拶をいただきます。河野議長、よろしく申し上げます。

○議長（河野勝彦君） 改めましておはようございます。

いよいよあすから議会と市民の対話集会在3日間にわたって行われるわけですが、それぞれ何人参加してくれるのか、そこら辺の期待と、また何を言われるか不安が入りまじっているんじゃないかと思っておりますので、そうは言いましても、成功裏におさめられますよう皆様のご協力をよろしく願いいたします。

以上で挨拶といたします。

○書記（小澤 明君） ありがとうございます。

それでは、これより議題に入りますけれども、進行につきましては内藤委員長のほうにお願いしたいと思います。内藤委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（内藤久歳君） 初めに、（１）議員定数についてを議題といたします。

まず、議長より説明をお願いいたします。

河野議長。

○議長（河野勝彦君） それでは、議長提案ということで、朗読をさせていただきますけれども、議員定数についてであります。私たち議員も平成22年の改選からことしの5月で3年を迎えようとしています。そうなりますと、我々の任期もあと1年となってくるわけですが、議員の定数については、皆さんもご存じのとおり、合併時は合併特例により54人の議員だった、その後28名になり、前回の選挙によって22人になったわけでございます。

今回の22人になった経緯については、議会活性化調査特別委員会が設置され、その中では定数を20、また24にという意見もありましたが、協議を重ねる中で22人にまとまり、任期前の6月定例会において改正するよう申し入れを行い、議運で協議の結果、6月定例会に議会運営委員会提出案件として提出し、可決をしたところでございます。

県内では甲府の32人が一番多く、最低は大月市の15人となっており、類似団体では笛吹市が昨年の選挙から、24人から21人となっております。我々も市民に対し定数について協議をしたのか聞かれた場合は答える必要があることから、任期の間に一度は協議をしておく必要があると考えております。皆さんのご協議をお願いいたします。

また、定数について協議をする際は、議員報酬もセットで協議をする必要があると思います。今回、職員の給与について、国から国家公務員と同様に7.8%減らすよう言われております。そうなりますと、公務員だけでなく、我々の報酬も下げたらどうかという話も出てくると思います。職員の給与の減額については6月議会へ提案の方向で進むと思いますが、我々もそれまでには報酬を決めなければならないと思っております。定数とあわせて皆さんのご意見を願いますところでございます。

それから、減額につきまして、お手元にもA4の文書が行っていると思いますが、それを見ながら、こちらのほうでまた朗読いたしますので、聞いてください。

拝啓。

貴職におかれましては、地域の発展と住民の福祉のため日夜尽力されていることについて感謝申し上げます。

さて、政府におきましては、このたび公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決

定いたしました。その中では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとしております。

地方公共団体において、これまで独自の給与削減や定数削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたことについては、私としても十分に理解しており、心から敬意を表します。

今回の要請は、単に「地方公務員の給与が高いから」、あるいは、単に「国の財政状況が厳しいから」行うものではありません。現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成25年度に限って、緊急にお願いするものであります。なお、今後の国・地方の公務員給与のあり方については、地方の参画も得て検討していきたいと考えております。

東日本大震災の記憶も新しい今、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、これをさらに加速していかなければなりません。

また、今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、「隗より始めよ」の精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だと考えております。

あなた様には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、この局面を乗り越えたその先にある「元気な日本の再生」に向け、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛のほどお祈り致します。

敬具。

平成25年1月28日。

総務大臣、新藤義孝。

市区町村議会議長殿。

以上であります。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） どうもありがとうございました。

それでは、資料の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料をめくっていただいて、1ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうが山梨県内市議会のほうの定数、報酬、政務調査費のほうの一覧となっております。

一番多いのが甲府市が32人、2番目が甲斐市を含め22人というところがですね、甲斐市、南アルプス市、北杜市となっております。その次が21人、笛吹市さんが昨年の選挙から21人となっております。その前が24人だったですね。それから21人となっております。その次が20人というところで、富士吉田となっております、山梨市が今20人ですけれども、今度の4月ぐらいに選挙があると思うんですけれども、そこから今度18人になるということです。その次が今言う18人というところが都留市、韮崎市、上野原市、甲州市、中央市に、今度山梨市が18人になるということです。一番少ないのは大月市の15人となっております。

あと、昨年の10月のわくわくフェスタの際に市民の方にアンケート調査を皆さんのほうで行っていただいております。そちらのほう、別紙で机のほうに配付しておりますが、そちらのほうで一番多いのが「22人適当」という方が59%、次いで「多い」が21%、「わからない」が13%、「少ない」が4%ということで、約6割近い方が現在の定数が適当ではないかということで、昨年のアンケートの市民の方々のアンケート結果はこのようになっておりますので、ご参考をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

今、この議員定数についてですが、先ほどの議長の説明を含めて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますけれども。

ご意見ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 意見じゃないんですが、南アルプス市は選挙しましたけれども、これは変わらなかったんですけど、定数は。

○委員長（内藤久歳君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 南アルプス市さんも24が22になっています。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 今、保坂委員の話なんですけれども、南アルプスが24から22で、直近の選挙で北杜市がこの人口割でいくと、北杜市の人口からいくと4万9,000人で22人、それで昨年ですよ、選挙が。このときに北杜市は、この定数に対して何の話し合いとか、こういう話がなかったですかね。よその市のことを言ったらいかんですけどね。その辺、事務局、何か情報はありますか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 特にそこまでは確認しておりません。

○委員長（内藤久歳君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 個人的な考えなんですけれども、これは、要はこのアンケートの50%以上が適当という見方はされています。それで、前選挙改選時ですか、28から一遍に6減らして22という形を甲斐市はとっているんですけれども、これに対しては、やたら数を減らせばいいという解釈じゃないと思う。要は、委員会構成を考えても、各委員会に7人はいなければ、委員長を除けば6人という形になりますから、そういうことも配慮すれば、今の人数が妥当ではないかなと個人的には思います。人数にはね。

報酬に関しては、人口が多いから多く取るというのは仕方ないのかなと思いますけれども、議員の報酬も多少のダウンをしていくのが筋じゃないかなと個人的には思います。その数字的には、何%というのはなかなか即出せるものじゃないと思うけれども、今後協議していかなければならない問題ではないかと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） この甲斐市の場合、22人という定数になったんですけれども、その要するに22人の定数という根拠というんですか、定数の。我々もいろいろ見ているんですけれども、この町村のそういった話も聞いたりしていると、どうも近隣の定数がこうだからこうだというふうな。具体的に、例えば各市の人口割とかそういったものの基準とか、そういったものが不明確だと思うんです。そこら辺のところの、定数22のものものというのをどういうふうに考えるか、とらえるかというところが定数の適正なものになるんじゃないかというふうに自分は思うんですけれども。そこら辺の経過というのは、我が甲斐市の場合、22にした経過というのはどういうふうな形なんですかね。

○委員長（内藤久歳君） その点については、地方自治法が改正する前は、一応国で定められた人口割の定数があったんですね。それを基準に進めてきた経緯があります。ですけれども、今回の地方自治法の改正で、そういったもの、地方自治体の議会の定数に関する問題は取っ払われて、もう自分たちが決めなさいというふうな流れになってきますので、今後、自分たちの定数は自分たちの判断で決めるというようなことになると思います。

それで、今言われたように、その根拠ですよ。それは非常に、こういうことがこうだか

らこうだという部分は非常に決めづらい部分があるかと思いますが。しかしながら、全国的に、例えば人口規模に応じた、よく言われる職員1人当たり、人口に対して職員が何人いるかという、甲斐市は十何人やっている。そういうことを勘案しながら、人口に対して幾人の議員が適切なのかという、その辺が判断基準になるかなというふうには思いますけれども、今後、そういったいわゆる報酬にしても定数にしても、ある面では、そういった、これこれこうだからこれだけのものが必要ですよという考え方と、要は市民に対するそういう説明責任といいますかね。そういうことも定数に関しても今後考えていく必要があるかなというふうには思っていますが。

その辺について、事務局サイドで係長、何かありますか。要するに根拠。

〔「ちょっと資料を持ってきてよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ちょっと今、休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時19分

○委員長（内藤久歳君） 再開します。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 前回、先ほど議長のほうからも話がありましたように、議会活性化調査特別委員会で検討されております。その中では、根拠等については、その辺、余り詳しくは協議されておらず、その中で住民要望、市民から、住民は議員定数の削減を望んでいる、来年の改選時には24名とし、次回の改選時には20名にしたらいいかとか、具体的なその数字だけが意見の中で出ておまして、その根拠とかというのは、その際には協議されているような経緯はございませんで、その中でも、やはり皆さんの意見、委員会の中だけで決めるわけにいかないの、皆さんの意見を持ち帰ってもらって、次回また会派ごとの意見をお願いしますという形で持ち帰った結果、うちの甲斐クラブは18名から20名という案が出たが、協議した結果22名という意見集約を行ったとか、市民クラブは現状から減員が必要であるとの意見で22名としたいとかですね。公明党さんにつきましては、協議した結果、22名、または24名となったというような形で、結果を持ってただけであって、それに対する根拠とかという協議をしたような議事録のほうはちょっと今見る範囲ではございません。

先ほどの30名がなくなったのにつきましては、やはり自治法の中で、もうそういったものについては、地方分権時代になりましたので、自分たちの定数は自分たちで決めるという、その地方分権一括法の中の考え方のもとで、その議員定数というのは、人口割の議員定数というのはなくなったということでございます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君）　ということで、今回、前回の28から6減の22に削減をしたという経過が今、事務局のほうで説明がありました。ですから、今、清水委員の言われたような特別な根拠に基づいた削減ということの中でやったのではないと。あくまでも類似団体、それから全国の状況、そういうものを含めて判断をしたというふうなことだと思います。

しかしながら、今後そういった明確な根拠というものはなかなか示すのは難しいかとは思いますが、そうはいっても、やはり何でそういうふうにしたのかという、いわゆる根拠ですよね。そういうものも委員全体で共通認識をしながら、この問題に取り組んでいく必要があるかというふうには思っています。

ほかにございますか。

山本委員、さっきのあれはあれですかね。どうぞ。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君）　僕は地方自治法が改正になって、今度は各市町村が条例で定数を決めなさいと。そういう変わった何か根拠があって、この地方分権の一括でそうなったんですけども、ほかに何らかのこういう理由があって、そういう地方自治法が改正になった、それがあれば聞きたかったんですがね。今、係長のあれでわかりましたし、当然時代の趨勢からいって、小澤係長が言われたように、前の検討のときにも、今度は22名から20名という、そんなのも出ていたんですね。その辺はまた、当然議員発議になると思うんですが、検討する余地はあると思いますね。避けて通れない、定数削減は避けて通れない問題だと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君）　保坂委員。

○委員（保坂芳子君）　これはあくまでも私の個人の意見で、私もずっと双葉町の時代から議員をさせていただいております。やってきた経緯の中で、一応自分なりの考えなんですけれども、やっぱり人員削減と報酬削減が出ておりますが、このままの状態でも人を減らす、それから報酬を減らすということは私は反対で、本当に理想としては、定数を減らしてもいいん

だけれども、そのかわり報酬を上げて、やっぱり常勤にしていくとかですね。もっと議員の資質をうんと、ぐっと高めて、兼職はなしとか。兼職しなくても議員で専門だけでできるぐらいに、そういうふうにもう考え方を徹底して変えてしまって、そのかわり、やっぱり見る目も厳しくなりますけれども、それだけ議員の仕事ということに対する期待もふえるし、やることがはっきりしてくるし、結果も出していけるのではないか。私はそんなふうに、ここのずっと10年ぐらいやってきてそんなふう思うんです。ただ、それをそのまま今導入することが可能かどうかはちょっとわかりません。できるかどうかはわかりませんが、私はそんなふうに思っております。

今の状況の中で、それほど全部変えられないのであれば、人も今のままで、私の考えですよ、これは個人的な。そのまま人数的にはいいかな。報酬も下げてしまうと、ますます人材は来なくなる。やっぱり若い人でいい人を入れたいんだったら、きちっと生活できるだけやらなければ、人は集まってこないの、本当に名誉職にますます近くなってしまいうんですよ。私は、そういう傾向は余り賛成じゃなくて。

ですから、私は、個人的な考えですから、下げるといっても慎重に考えたほうがいい。もし下げるのであれば、こういうわけだからという、この先はこんなふうに考えているみたいな、ちゃんとビジョンを示した上での下げるといふことであればいいかもしれないけれども。ただ、やたら周りが下げるとか、住民がそう言うからだけで下げるといふことに関しては、ますます議会の存在価値がなくなってしまうたりしたら困るといふふうに考えております。

以上です、私の考えは。

○委員長（内藤久歳君） ほかにご意見ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） やっぱり今の定数と、その議員報酬というのは非常にリンクしている部分が出てくると思うんです。私自身も、私の考えでいきますと、定数自体が、あるいは地方議会の中で定数を削減することによって、そのやはり全体の、住民の意思を酌むとは思っていないんです。大勢酌むのであれば、議員も多くあるというのが普通だ、そういう論理になると思うんですけれども。そうなると、やっぱり議員報酬ということに結びついてきますし、いかにその、さっき自分が言ったように、定数というのが適正であるかということが、まず定数の中でやる議論であって、議員報酬は議員報酬でまた別の部分に、別の部分というか、それとはリンクしないほうがいいかと思うんです。

今、保坂委員が言われるように、我々の場合には4年に1回に選挙があるということですよ。

ね。そういったことで当然その選挙費用とかもかかりますし、そういった中で、議員としても専業として議員をするのに、それだけの生活というものを維持していかないと、当然議員活動はできないわけです。

そういう中でやっていくと、新聞報道なんかではいつもリンクして、定数を削減することによって議員報酬が減るといふようなリンクのやり方をするんですけども、これはあくまでもそういう形じゃないと思うんですよね。議員は、やはり議員の中で、地方議員は地方議員の中で議員活動ができるものの、そういったことをしていかなければ、報酬というのもそういうふうにしていかなければ、今言うように、そういう資質を高めるとかそういったことにしても、それは当然あり得ない話の中だと思うんです。

それを要するに、そういう理論武装というのは、それをどういうふうにしていくかということが我々のこれから検討というか、そういうことを出していけないといけないと思うんです。これは、だからやっぱりこれだけの報酬も必要なんだ、妥当なんだということを示していくことが必要だと思うんですけども。

○委員長（内藤久歳君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 私は、うちの党として話し合いをしたわけではないんですが、一応意見として述べさせてもらいますが、まず基本的には、議員の数についてはできるだけ多くあるべきだと思います。法定数が一応なくなりましたけれども、やっぱり規模によって多少そういう目安がないと、判断の基準がないという面では、30ですか、もそれなりに根拠があるものだと思います。議員を減らせば、結局それだけ市民の声は届きにくくなるということなんですよ。というのは、議員自体が今まで8時間活動していたけれども、今度は16時間やらなければならないわけ。それはもう物理的に無理な話なんですよ。

やっぱり議員が市民と接する厚さが薄くなってしまいうことが結果的には出てきますから、市民の側からすると、議員に対する不満が出てくると。だから、これはイタチごっこになってしまうんですよね。だから、自縄自縛という感じになってしまうんで。やはり私たちは基本的には、かつての法定的な根拠も頭に、今はありませんが、置きながら、かつ人数としては決して多くはないということで、一応もう現状22ですから、現状22は維持していただきたいということとあわせて、報酬については、私、初めて議員になったんで、議員報酬の実感が今までちょっとよくわからなかったんですが、やはりそれぞれ皆さんも含めて見せていただいて、1日中議会に張りついて仕事をしているというわけではお互いがないので、

その辺の報酬についてはある程度やむを得ないかなというふうには考えていますし、かつて  
も私たちもそんなふうな主張はしていたと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

各委員それぞれのご意見を伺いました。この件については、きょうここで結論云々という  
わけにもいかないと思いますので、まず会派へ持ち帰っていただいてご協議をいただき、意  
見集約を見たいなというふうに思っていますので、この件についてはそんな形でよろしいで  
しょうか。

〔「委員長、1点だけいいですか、言い忘れて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 猪股委員、どうぞ。

○委員（猪股尚彦君） 先ほどのこのアンケート用紙を見てちょっと意見を言わせてもらっ  
ただけけれども、これはとらえ方によっては民意のとらえ方はもっと減らせと。報酬も減らせ  
という解釈で、そういう声が多く出ることはあっても仕方ない、あるんじゃないかなと思う  
んですよ。ただ、今後この活性化で決めていく我々の議会としては、要は議会の考え方は、  
甲斐市の議会は独自であっていいと。定数も独自であっていいと。そうすると、要は議員の  
必要性、人数の必要性もよく協議していかなければならん問題と。そして報酬の問題も、賛  
否両論いろいろ解釈の仕方で議員さんの考え方がありますから、これも一つ端的にすぐ出る  
問題でない。

だから、今、委員長が言ったように、会派のほうで十分協議して、またこれを特別委員会  
のほうへ上げていくというやり方で委員長、いいと思うんだけど。その辺ちょっと言い  
忘れたから、甲斐市独自の考え方をしっかり築いていくべきだと、議会として。そんなよう  
に感じますけれども。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 河野議長。

○議長（河野勝彦君） 報酬の件については、先日議会広報の常任委員会で我孫子市へ研修に  
行った際に、我孫子市の議会においては、市長が、金額はちょっと5,000円だか1万円だか  
減額したということで、それで議会のほうでも、市長がそういう身を削ったということで、  
議会としても何とかそういう身を削ったほうがいいんじゃないかという意見が出て、それで  
暫定的ですけども、もともと政務調査費が3万5,000円あって、そしてその後、平成14年  
ごろ1万円下げて2万5,000円になって、平成24年度は市長が減額したからということで政

務調査費を5,000円削減して、1年暫定的と言っていましたけれども、そのまま市長が継続するであれば、議会のほうも政務調査費をそのまま5,000円を継続するような話を聞きました。

そんなこともございますので、また、それが参考になるかどうかわかりませんが、一応そういうこともありましたので。うちのほうで同じような方向でいけば、政務調査費となるともう1万円しかありませんので、それをまた5,000円削ると、またそこら辺も問題が出てくるのかなと、そんなふうに思いますけれども。そこら辺のことも勘案しながらちょっと話を進めていただければいいかなと、そんなふうに思いますけれども。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、会派に持ち帰っていただいてご協議をいただき、次の段階で意見集約をしていくというふうなことで進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） そんな方向で、定数については終わりたいと思います。

次に、（2）通年議会についてを議題といたします。

この件については、今回の地方自治法の改正により、条例で定めることにより、通年議会とすることが可能となりました。12月定例会の政務調査費の一部改正の説明のときの議会運営委員会において、議長より、通年議会については議会改革特別委員会で協議を行う旨、話がありましたので、今回議題としております。

また、先月行われました議会運営委員会の視察研修においても、既に導入している軽井沢町の状況について研修をしてまいりました。

それではまず、12月の全員協議会時に事務局からの概略について説明がありましたが、改めて通年議会についての説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、通年議会について改めてご説明させていただきたいと思えます。

資料のほうをめぐっていただいて、2ページをお願いしたいと思います。

今回の地方自治法の一部改正の内容でございます。

地方公共団体の議会において、条例により定例会、臨時会の区分を設けずに通年の会期とすることができることとするという改正内容になっております。

その中で、通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの、また、通年会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日、毎月1日以上を条例で定める。

一方、長は臨時会議の開催を請求することとするということで、こちらにつきましては法律で、102条の2ということで法律で明文化されております。同じ内容で102条の2ということで、普通地方公共団体の議会は前条の規定にかかわらず、条例で定めることにより定例会及び臨時会とせず、毎年条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるという条文と、あと、条例で定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならないということで、法律でうたわれております。

これらについては、経過として、副知事、副市長の職務の重要性や議会の同意を要するとされている趣旨及び具体的専決処分を乱用するような事案が発生したことを踏まえて、こういったことが今回通年議会となって、できるだけ専決じゃなくて議会に諮って決めるというようなことで、こういった流れとなっております。

2番の全国の導入状況でございますけれども、栃木県議会のほうで平成24年4月から、長崎県議会のほうで24年5月からということで、この辺につきましては地方自治法の改正前となっておりますので、私が先ほど言いました法律にのっとって定例会を設けたりとか、1年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までというような会期の状況ではございません。

市におきましては、三重県、四日市市のほうが市としては初めて、23年5月から行っております。その次が愛知県の豊明市さんが24年5月から、滋賀県の大津市さんが25年5月からということで。この滋賀県大津市につきましては、皆さんご存じの教育、例のいじめ問題、自殺の事件を受けて、議会として速やかに対応するには通年議会を取り入れたほうがいいではないかという議会の考えのもと、25年5月から導入を決めたという経緯だそうです。

町村につきましては、議会改革がかなり進んでおりまして、北海道の白老町議会さんが20年6月から始めておりまして、そのほか、そちらに載っているとおりでございますけれども、この中には長野県、先日研修に行きました軽井沢町議会等が23年1月からということで実施をされている状況でございます。

右側のページ、こちらが通年議会の会期のあり方のイメージでございます。こちらが地方自治法にのっとった会期のイメージでございます。今までは3月の第1回定例会から始まりまして、6月が第2回、9月が第3回、12月が第4回と、条例でこちらの議会定例会については定める中で、議会のほうを行い、その中で審議のほうを行ってまいりました。

今度、自治法が改正になりまして、下のほうになります。今度は、今言ったように、当該日から翌年の前日までというような通年議会ということで、その中で定例日を毎月設けておりまして、そこで議会のほうを随時行っていくということで、案件につきましては、その際に委員会付託を行い、委員会審査も、その付託した委員会の中で行い、また本会議を開き採決をしていくというような流れの中でいけば、そんなに長く会期を持たないでもできるのではないかというような流れになっているかと思えます。こちらのほうが地方自治法にのっとった通年議会のイメージでございます。

ページをまくっていただきまして、4ページ、こちらが自治法の施行前に導入した栃木県議会の取り組みの様子でございます。栃木県議会は24年4月から全国に先駆けて会期をおおむね1年とする通年議会を導入し、監視機能の強化を図っているということです。やはりこのメリットというのがこの監視機能の強化ということがどこの議会でもうたわれております。

こちらのほうの通年議会のイメージは、招集会議としまして、年初めの定例会初日に招集会議を開催し、会期の決定等を行うということです。通常議会につきましては、その後、2月から3月、9月から10月、11月から12月というような形で、栃木県につきましては年3回を想定している中で行っているようでございます。その中で、通常の3月定例会、6月がなく9月定例会、12月と、同じようにその中で質疑等を行って行って、あと委員会で付託をする中で審議を集中的に行っているということです。

臨時会、こちらがメリットの部分になるかと思えますけれども、通常会議以外であっても、知事からの要請や災害等の突発事態へ対応など、所用な審議が必要とされる場合には臨時会議として本会議を柔軟に開催しますということで、突発的な部分にも、こういった部分で対応ができるというような体制となっております。

その他の事項として、こちらにつきましては、先ほどは法律で、会期のほうはもう条例で定めるとなっていました。こちらの栃木県につきましては、その辺は毎年定めるということで、12月の通常会議の最終日は定例会の閉会日となりますので、その前日に行われる議会運営委員会で翌年の会期日程案を決定するというような流れで通年議会を開催しているということでございます。

県政の監視機能の強化ということで、知事の専決が減り、県政の監視機能が強化されるということと、あと、先ほど言ったように柔軟に会議が開催できるということ。あと、2番として、突発的な事態への迅速、適切な対応ということで、災害などの突発的事項、事態が発生した場合にも、本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて、議会

で速やかに審議することができるようになりましたということで、栃木県さんのほうの年間のイメージが1月当初に招集会議ということで会期を決める本会議を開いて、その後、2月から3月にかけて、通常の3月定例会と同じような形で第1回目を開いて、その中で質問等を行い、予算審査、常任委員会等の審査をこの中で行っているということです。

6月については、通常だと今までは第2回ということでやっていましたが、6月については臨時会議で、知事から要請があった場合、開催するというようなことで。あと、9月が決算の時期になりますので、この辺でまた定例会で質問等を行って、最後が12月に同じような形で行っているというような流れが栃木県の通年議会のイメージとなっているものであります。

以上で栃木県議会までの説明のほうを終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございました。

続きまして、過日、議会運営委員会の研修が行われました軽井沢町の通年会議の状況について、同行していただきました局長より説明をお願いしたいと思います。

金丸局長。

○議会事務局長（金丸 博君） それでは、どうもご苦労さまです。

それでは、議会運営委員会で研修してまいりました軽井沢町の議会の通年議会制の導入について、簡単に説明させていただきたいと思います。

資料6ページを見ていただきたいと思います。

初めに、軽井沢町議会の通年議会の導入までの経緯につきましては、平成21年1月に先進地視察研修ということで、北海道の白老町議会等へ視察研修を行い、また、平成21年6月8日には、議会改革検討特別委員会を設置し、通年議会、議会基本条例、町民との意見交換会等について検討を始めることになりました。

また、平成21年10月2日には議会改革検討特別委員会で通年議会の実施について正式に検討に入るということで、検討結果に基づいて、資料にはございませんが、平成22年3月から平成22年12月において、通年議会の試行期間を設けまして、その後、平成23年1月から本格実施を行い、23、24年の2カ年が経過した状況でございます。

それでは、資料9ページを見ていただきたいと思います、参考資料1について簡単に説明させていただきたいと思います。

平成21年10月に議員全員に理解を得るため、全員協議会で初めてご提示した通年議会制の導入についての説明資料でございます。内容的には、9ページの中段にあります、市長が

年1回、1月に議会を招集し、議会の議決により会期を12月までの1年間と定めた場合、議会は以後、議長の権限により再開と休会を繰り返すことにより、本議会はもとより委員会もいつでも開催できるようになり、柔軟性や効率性が高まるとのことでもございました。

なお、選挙がある場合には2回開催ということで、選挙の前に一度閉めまして、選挙後にもう一度開くということで、2回開催ということになるそうでございます。

また、お手元の資料の2から9までにつきましては、通年議会の開催に伴う条例等の一部改正の資料でございます。

軽井沢町通年議会につきましては、会期は1月から12月までの1回、選挙があるときは2回とすると。また、定例月の本会議は3月、6月、9月、12月を予定しており、緊急時等の都合の場合には本会議をいつでも再開できると。そしてまた一般質問につきましては、定例月の本会議のときに行っているそうでございます。

なお、通年議会に切りかえましたが、議会の開催回数等については変化がなかったというような状況でございます。

そのときに、この通年議会とは関係ございませんが、議会報告会のお話をちょっとされましたので、それについてちょっと報告させていただきたいと思っております。

報告会を開けば、先ほども出ましたが、定数の削減、報酬の削減等を多くの住民から質問されるということをお聞きしました。また、報告会では数多くの要望等が出され、それぞれ市当局に軽井沢町議会では伝えており、後日議会だより等で報告しているそうでございます。

また、報告会を二度、三度やることによって、最近では建設的な意見も住民から出てくるようになったそうでございます。また、議会が住民を味方につけるためにも、議会報告会は必要とのことでもございました。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（内藤久歳君）　ありがとうございました。

今、通年議会に対する資料説明並びに前回の軽井沢町議会の通年議会についての局長からの報告がございました。

この通年議会に対して、委員各位のご意見を伺いたいと思っております。

何かございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君）　どこも始めたばかりなんで実績がちょっとわかりにくいんですが、議会の開会日とか委員会の日数とか、そういうのは前の方式と比べてどの程度変化があったの

か、もしわかれば。

○委員長（内藤久歳君） 金丸局長。

○議会事務局長（金丸 博君） 軽井沢町におきましては、ほとんど回数も日程も従前と同じような内容だそうでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにご意見はございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 一般的に議会の内部のことを私たちは知っていますけれども、住民の方々は知らないわけですよ。通年議会と言われても、多分中身はそんなにわからないと思うんです。議員であるということは、1年じゅう議会との関連を持って、それこそ朝から晩まで議員であるということを自分に言い聞かせながら、何かがあればすぐにやらなければいけないし、住民との接点もいつも持たなければならないというか、そういう立場にあるということは自覚の中にあるわけです。ですから、通年と改めてと言われても、実際には通年のような状態で私たちはいるわけですよ。だから、そんなに何ていうのかしら、通年によって、こんなふうになったのと、むしろね。この内容がわからない人はそういうふうと思うかなと逆に思ってしまうんですけれども。

私たちはもういつも意識の中にはそういうふうにあって、ただ、4回の定例議会があって、そのときにはもう必ずそういう形で今までやってきているけれども、ふだんは、いつもいつも議場に来ているわけではないし、こんなふうに1カ月、今度決められたから、毎週何曜日にはとかというふうになっていくわけですけれども、何、そんなにやっていなかったのみたいなことにならないかななんて思ったり。また、そのあたりの何ていうのかしら、理解を深めることはとても大切なんですけれども、どうなのかなと。率直な感想ですけれども、思ってしまったんですけれども。どうですかね、そういう。

○委員長（内藤久歳君） じゃ、その点について、私のほうからちょっと説明させていただきますけれども、この通年議会の一番の問題点は、要するに専決処分の乱用ということが一番のもとなんです。それで、鹿児島県の阿久根市というところで、市長がもう専決を乱用してしまって、要するに同意案件についても、要するに専決処分というのは議会を開くいとまがないというところに専決処分で処理していくわけですよ。ですから、議会の同意は得ない状況の中で副市長の任命とかそういうことをやってしまったということが非常に議会軽視であり、議会が機能していないという状況を長の権限によってもう執行してしまっ

たと。それが今回、通年議会をやる一つの大きな方向性だと思うですよ。

だから、そういうことを踏まえて、要するに逃げ口をつくらなくて、議会を開くいとまがないんじゃないかと、やっぱり通年議会にしておけば、いつでも議会を開けると。審議する案件は速効的にできるということで一つの方向性として地方自治法の改正の中で、いつでも開けるといって、執行側にそういった専決処分の乱用の歯どめをかけるというふうなことで、今、池神さんが言われたように、個人の議員活動と議会の運営上のあり方と、これは別の形でもって考えていただかないとだめだと思うんですよ。その点を踏まえて通年議会ということに関してどうかというところで論点をお願いしたいということです。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この前の私、期のときに、やっぱり議長が議会を開ければいいのになと思ったことがあって、前の議員の人もそういうことを言っていることがあって。今回、通年議会制になると、議長の権限で再開と休会を開くこともできるということ。それでやっぱりその何だっけ、政策立案能力と監視機能の充実と強化、こうしたことが図られるということですよ。

残念ながら軽井沢では余り変わらなかったと、非常に残念だなと。せめてやっぱり通年議会制を入れたら、1回や2回はちゃんとそういったことが実感できるようなことをやっぱりやる覚悟で入れたらいいと思う。入れるということに賛成です、私は。

○委員長（内藤久歳君） ほかにご意見ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 議運の研修に参加させていただいて、軽井沢町の議会を視察に行ったことで、言われたことはサラリーマン議員、要は予定が組めるよという解釈が1つと、それで要は、議員の改選がたまたまあって、こういう問題についてどうですか、この通年議会に対してということを質問した中で、要は、議員の資質がその条件にはまった人が出てくるから、何ら問題がないと。

それで今まで我々がやっていた議会と出る回数は多少多いぐらいで、そう変わるものではないと。先ほど委員長が言ったように、わざわざ会議を開くじゃなくて、再開という形のできるから、何でもすぐにできますよという解釈。それで先ほど言った議長が招集をかけられるということですから、これ前向きに考えていけば、うちの議会もそういう方向性に向けていかなければならんと思う。でも、ここで結論は出せないと思うんですけどもね。

ただ、うちの議運の委員長もいますけれども、この間の軽井沢町議会は、町議会なりの通

年議会をやっています。だから、ほかの県議会だとかああいうものとはまた違うから、うち  
はうちのやり方でやれる方向へ向けていけばいいかなと思います。そんなところです。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 先ほど委員長が言われたように、通年議会というのは執行部のそうい  
った専決処分の乱用とか、そういったものの経過の中で、多分いろんな通年議会の導入とい  
う形が出てきたと思うんですけれども、今、甲斐市の場合にはそういうあれがないんですけ  
れども。そういう形の中、選挙戦とかそういった形の中を踏まえていくと、これから今後、  
そういったことが起こらないとも限らない。そういうときだって、結局泥縄ではないんです  
けれども、その時点になってそういうことをしたんでは間に合わないと思うんですよ。

だから、将来のことも見、そういう形の中のあり得るということを想定しながら、議会と  
してそういうことをやるということは、通年であるということは、そういうことの予防線に  
もなるし、私は通年議会自体はそうにはあったほうがいいと思うんですけれども、ただ、そ  
の際のそういったもろもろのいろいろな経費であるとか、そういったことも当然かかってく  
ると思うんで、そういったメリット、デメリットということをもうちよっと精査して、それ  
に取り組んだほうがいいかなと。方向性としては通年議会、私はそういうふうにあるべきだ  
と思うんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 一応さまざまご意見をいただきました。これにつきましても、ここ  
で結論づけできるか非常に難しいということだと思います。この件に関しましても、会派へ  
持ち帰っていただいてご協議をいただき、次回の委員会において方向性を決めていきたいと  
いうふうに思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） この通年議会に関しましてはそんな方向で進めていただきます。

河野議長。

○議長（河野勝彦君） この件は、議員定数、また報酬の件と、また通年議会につきましては、  
一度に議運でなくて、代表者会の中へ、きょうのこの委員会の中は委員会の中の話で、代  
表者会の中でまたこの話をさせていただきます。そしてその中で会派でどういうようにして  
いくのかということをもた議論してもらって、それで方向性を決めてもらいます。

それで、こういうことはやっていったほうがいいじゃないかといえば、議運のほうへ持ち帰って、そこでまた議論してもらおうと。まあ現状でいいじゃないかというのであれば、それはそこで一応区切りとして終わりと。だから、現状で継続する場合であれば、代表者会の中で決まったもので、そこで終わって、それでこういうものを改革していく場合には、こういうのが必要ですよということになれば、また議運のほうに出してもらって議論をします。そこで最終的に決定してもらおうと、そんな流れでいきたいと思えますけれども。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のその代表者会は直近の代表者会ですか。いつになりますか、その出すのは。今回ですか。もし日にちがわかったら教えてください。

○書記（小澤 明君） この会はこの会でやるんじゃないんですか。代表者会でそういうことを取りまとめてくださいよと依頼はしますけれども、取りまとめをここで取りまとめをするしかないですかね。

○委員長（内藤久歳君） ここでやったことを議運で上げるという。

○書記（小澤 明君） ここで決まったら、今度議運に申し入れをするということですか。

○委員長（内藤久歳君） そう。要するに議運へ上げるのはこの場で協議をして、もちろん代表者会でもこの案件は……。だから、要はここで、各会派の皆さんがいらっしゃいますので、一応持ち帰っていただいて、案件として会派の中で協議をしていただいて、その結論を代表者会で再度確認をしてもらって、ここへ出してもらおうと。

○書記（小澤 明君） いいんだけど、ちょっとここに……

○委員長（内藤久歳君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○委員長（内藤久歳君） 再開をいたします。

この2案件につきましては、そんな方向でお願いをしたいと思います。

次に、その他であります。最初に私からお願いします。

いよいよ議会と市民の対話集会があしたから始まります。反省及び今後の進め方について、

次回の委員会で行いたいと思います。今回の定数、議員報酬、通年議会とあわせて会派の意見の取りまとめをさせていただき、次回に協議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、この対話集会のその後のご意見等があった部分の取りまとめということで、基本的な考え方としては、記録係に、各班がありますので、意見等を記録していただきます。その記録係が各会場で出た意見を集約していただきます。それで、それに基づいて、この特別委員会の中で集約をします。それを4月か5月くらいのできるだけ早い時期に、2月いっぱいぐらいで取りまとめていただいて、3月は定例会がありますから、4月か5月の間に集約したものを公表したいというふうな流れでいきたい、そう思いますけれども、よろしいでしょうか、そんなことで。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） その公表は、議会だよりを通じてやる、インターネットとか、そういう形でやる。

○委員長（内藤久歳君） 最終的にはインターネットでやると思いますけれども、そこは議会だよりで、どっちで。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 先月の1月21日の全員協議会の際に議長のほうから、報告についてはインターネットにより市民の皆さんにお知らせするというので皆さんに回答しておりましたので、そんな形でお願いをしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 議会だより発信元はどこになるの。要は、議会改革特別委員会でやるのか、議会だよりでやるのか、特別委員会でやるという……。

○議長（河野勝彦君） 特別委員会でやるから。

○委員長（内藤久歳君） 特別委員会で集約することだから、ここで発信をすればいいということだね。議会だよりでやるのもおかしい話だね。

だから、記録係にまとめてもらって、一応形の上ではここにその結果を出してもらって、一応発信元は特別委員会で発信をするというふうな形でどうですか。

[発言する者あり]

○委員長（内藤久歳君） 議会でもいいか。

[発言する者あり]

○委員長（内藤久歳君） それは議会で、だれかその件について考え方、事務局。

河野議長。

○議長（河野勝彦君） 取りまとめはこの特別委員会で取りまとめてもらって、発信はやっぱり議会のほうがいいんじゃないですかね。

○委員長（内藤久歳君） その件について何か、事務局サイドで考え方をちょっと。

○書記（小澤 明君） この件については、もう議員の皆さんで決めていただくしかないと思いますので、あくまでもこの対話集会については議員さん主導で、事務局のほうはそれについていくというような形で。皆さんで決めていただきたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） だから……

○議長（河野勝彦君） ホームページを議会で、甲斐市議会のホームページ……

○委員長（内藤久歳君） だから、それに載せればいいということだね。対話集会の結果報告ということで、甲斐市議会で出せばいい。

○議長（河野勝彦君） 議会の中のあれで出せばいいんじゃないですかね。

○委員長（内藤久歳君） じゃ、一応その経過についてはそんなことで、記録係がまとめていただいて、ここで集約をして、甲斐市議会としてホームページで報告をしていくというような流れでいきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） この件については、各説明係から当日報告をさせていただきます、説明係。

〔「司会者ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 司会者から、これはいつやるの、冒頭でいいのか。

〔「一番最後」「最後じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 最後ね、最後。じゃ……

〔「あしたのことだからね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） じゃ、司会者から最後にこの会の報告のことにして報告をしてもらうということできたいと思います。

ほかに何かございますか、その他。

清水委員。

○委員（清水正二君） その他というか、先ほどの中で、通年議会の中でなんですけれども、議会基本条例、自分も当初のときに議会基本条例というのは自分たちのことを自分たちでいゆるそういう日程を割いたり、経費をかけたりして決めるのはおかしいじゃないかという

ふうに思ったんですけれども。いろんな話を聞いていると、要するに議員としての責務、そういうことを決めることによって、住民がそういったことの判断材料になると、議員の資質の判断材料になるということで、これは自分たちの議員としてのものじゃないよというふうな研修を受けたりしてそんなことをしたんですけれども。

そういう形になると、それは住民の側にとって、そういう基本条例というのが必要なものなんだというふうな、そういうふうな、研修を受けてそう思ったんですけれども、そうなる、やっぱり基本条例というのはいろんな意味でも、先ほどの定数とか、議員報酬にしても。そういったことをやっぱり基本条例を制定していくということが今後、その中で、議会の中でも必要なことなのかなというふうに思ったんですけれども、そういった議論というものもまたこの特別改革委員会の中でももんでいけるんでしょうか。私はちょっと提案なんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 議会基本条例に関しては、そういう話も、当然議会改革ということになると、一番それが中心に来るような気がしないでもないんですけれども。今回、執行のほうでまちづくり基本条例を25年度に策定する動きがあります。そういう中で、係長、その当局から議会の位置づけは、まちづくりはどの程度、その話は何か一応すり合わせをするということはどうな……、もし経緯がわかったら、小澤係長。

○書記（小澤 明君） 総務教育常任委員会の中でも説明がありましたとおり、これから骨子、素案につきまして、職員のプロジェクトチームなりがつくられて、その中でつくられていくということで説明がございました。それらができた段階の中で、また議会の部分、当然ありますので、その辺については議会のほうでその辺を協議していただきたいということで、その部分の協議は事前にまたあるかと思えます。

○委員長（内藤久歳君） ですから今の条例につきましても、今回のまちづくり基本条例を25年に策定する流れがありますので、その中に議会の位置づけというものがどの程度落とし込んであるのか、またそれに合わせて議会として同一歩調で、その中に議会の考えを織り込むようにやってもらうのか。その辺は今後、今、係長の報告にありましたように、当然それに関しては議会というものは地方自治に置かなければならん部分がありますので、全く外に置いてあるということはないと思いますから。その辺も含めて議会基本条例のことに关しましても、その折に皆さんにご協議をいただく形になるかなというふうには思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、事務局より何かございますか。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 先ほど、持ち帰っていただいて取りまとめで次回の委員会でということですが、次回につきましては、今月もう既に委員会等もいろいろ入っている中で、日程的に厳しい部分がございます。また3月につきましても、当然もう4日から本会議ということの中で委員会を開くには日程的に厳しいと思いますので、こちら、あしたから始まる対話集会で出た要望事項の取りまとめもあわせて、4月に入りましたらまた早急に日程のほうを決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、事務連絡でございますけれども、委員会と関係ございませんが、来週、2月12日、市議会議長会の研修がございます。アピオで10時から行われますけれども、バスに乗られる方につきましては、9時20分、1階のほうへご集合をお願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにはよろしいですね、事務局は。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして議会改革特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分